

道路法、水防法及び河川法、港湾法 の一部を改正する法律案の概要について

—資料5—

●道路法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

道路の老朽化や大規模な災害の発生の可能性等を踏まえた道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、大型車両の通行経路の合理化と併せた制限違反車両の取締りの強化、防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化の促進、災害時の道路啓開の迅速化等の所要の措置を講ずる。

背景

○道路の老朽化が進行し、適正な維持管理が急務

※建設後50年以上経過した道路構造物の割合

・橋 16% (2012) ⇒ (20年後) ⇒ 65% (2032)

・トンネル 18% (2011) ⇒ (20年後) ⇒ 47% (2031)

○大型車両の通行により道路の疲労が蓄積



(橋梁の抜け落ち)



(舗装のわだち掘れ)

○首都直下地震や南海トラフの巨大地震等様々な災害に備えた「命の道」の確保の必要性



(東日本大震災における道路の啓開状況)



(台風による道路の被災状況)

改正案の概要

1. 道路構造物の予防保全・老朽化対策

【道路の維持・修繕の充実（ハード対策）】

○道路の予防保全の観点も踏まえた点検実施の明確化

○国土交通大臣による点検結果の調査（技術開発等への活用）



（道路構造物の点検）

○大規模構造物を対象とした国土交通大臣による修繕・改築の代行

【大型車両の通行の適正化（ソフト対策）】

○国際海上コンテナ車等の通行を、国土交通大臣が指定する高速道路等に誘導するため当該ルートにおける一定の特殊車両の許可を国土交通大臣が一元的に実施（手続の迅速化）

○重量制限違反を繰り返す車両を運行する事業者等に対する立入検査制度の創設

（特殊車両の通行に関する違反の状況）

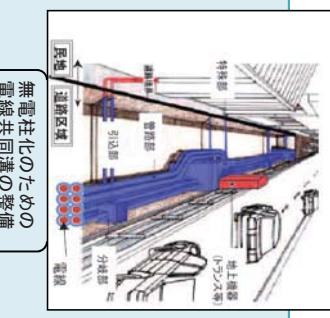


平成23年度

2. 道路の防災・減災対策の強化

○緊急輸送路など、防災上重要な道路における無電柱化を促進するため、占用制限に伴う電線共同溝への設備敷設費用にに対する国と地方公共団体による無利子貸付制度を創設

○迅速な道路啓開など関係機関等との連携による円滑な道路管理を促進するため、民間団体と道路管理者との協定制度及び関係道路管理者等による協議会制度を創設



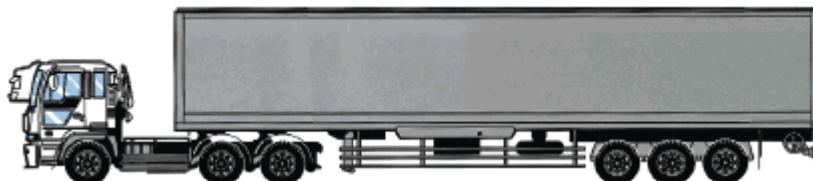
（無電柱化のための
電線共同溝の整備）

国際海上コンテナ車等(特殊車両)の通行許可の一元化について

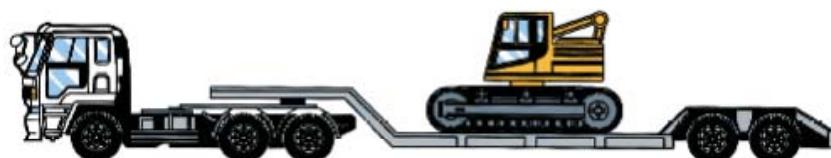
- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られている。
(規格を超える車両は原則通行できない)
- 車両の構造や車両に積載する貨物が特殊である場合に限り、道路の構造を保全し、又は交通の危険の防止に必要な条件を附して通行を許可する「特殊車両通行許可制度」が設けられている。

特殊車両の例

・車両の構造が特殊



・積載する貨物が特殊



特殊車両通行許可の手順

申請者

道路管理者(国)
による申請受理

道路管理者(国)
による審査

必要な条件の付与

許可証

申請者

経路が2以上の道路管理者に
またがる場合、協議を行う

他道路管理者(自治体等)
による審査

高速道路等を含む一定
のルートを指定し、事前
に他道路管理者から道
路構造等の情報を得た
上で、国が一元的に許可
を実施(協議不要化)

協定制度、協議会制度の活用による道路啓開の実施について

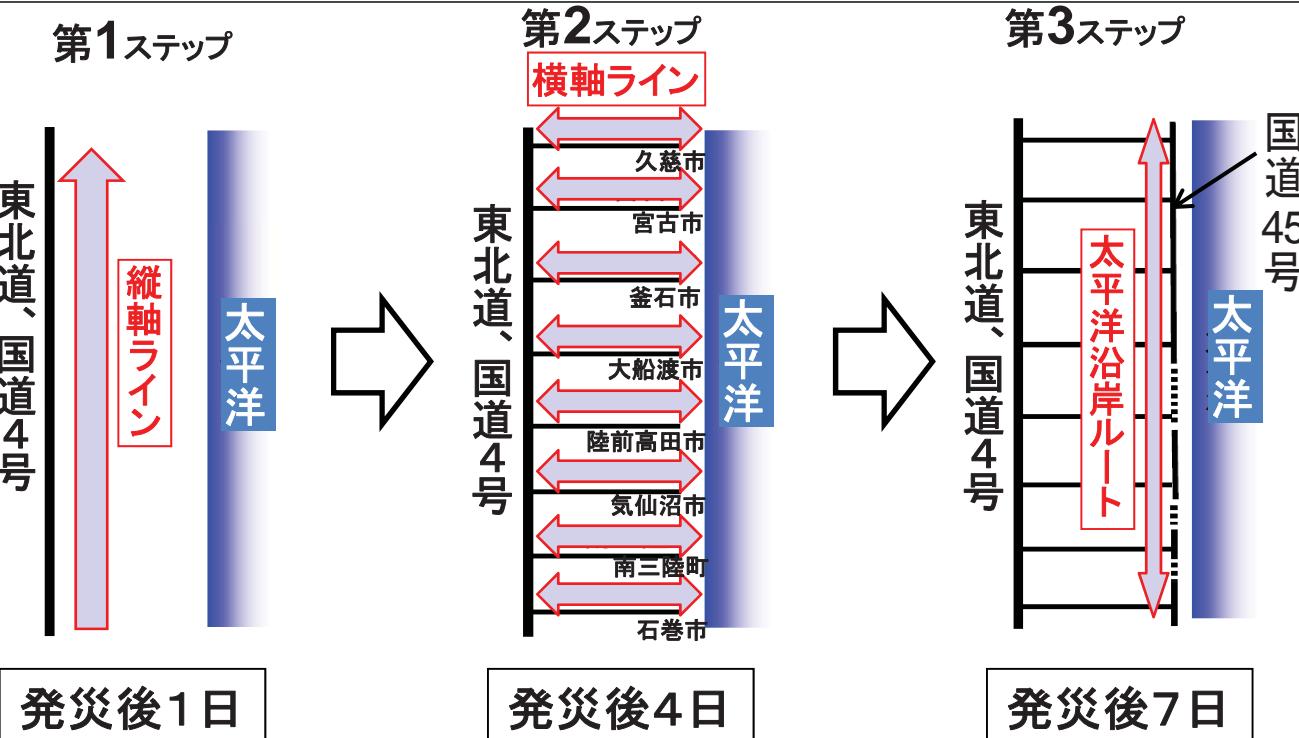
- 東日本大震災で実施した道路啓開を一層効果的なものとするため、事前に、道路管理者と民間団体による協定の締結や、協議会における関係道路管理者間等の取決めにより、災害時の迅速な対応を図る。

【例】

<第1ステップ> 東北道、国道4号の縦軸ラインを確保

<第2ステップ> 太平洋沿岸地区へのアクセスは東北道、国道4号からの横軸ラインを確保
→3月12日：11ルートの東西ルート確保 →3月14日：14ルート確保
→3月15日：15ルート確保（16日から一般車両通行可）

<第3ステップ> →3月18日：太平洋沿岸ルートの国道45号、6号の97%について
啓開を終了



国道4号から各路線経由で
国道45号及び国道6号までの啓開状況



●水防法及び河川法の一部を改正する法律案

近年頻発する水害を踏まえ、水防活動及び河川管理をより適切なものとし、その連携を強化するため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設、河川協力団体制度の創設等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、従属発電に関する登録制度を創設する。

背景

- 気候変化による豪雨や台風の強度の増大



平成24年7月九州北部豪雨

- 高度成長期に整備された多数の構造物の老朽化



水門の門柱部のコンクリート剥離

- 環境・エネルギー問題の深刻化に伴うクリーンエネルギーの必要性の高まり



農業用水を活用した小水力発電(従属発電)

改正案の概要

水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画

河川管理者の水防活動への協力等

- 水防計画に河川管理者の協力(情報提供等)を位置付け

○同計画に基づく水防活動への協力

事業者等の自主的な水防活動

- 浸水想定区域内で以下の事業者による避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)

- ・地下街等
・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
・大規模工場等

河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保

河川管理施設等の維持・修繕の基準の創設

- 河川管理施設等を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化

○維持・修繕の基準を策定(政令)

河川協力団体の指定等

- 河川管理者は、河川管理に協力する法人又は団体(NPO等)を河川協力団体として指定

- 河川管理者からの河川管理施設の維持・操作、除草等の委託先に民間団体を追加

再生可能エネルギーの導入促進

従属発電に関する登録制度の創設

- 既許可水利権を利用した従属発電のための水利使用について、河川管理者の許可に代えて、登録を受ければ足りることとする。

地域の防災力の強化、河川管理施設等の確実な維持管理等による安全と安心の確保

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案 <水防活動への多様な主体の参画>

現状



平成24年7月
九州北部豪雨



平成23年台風12号
熊野川(和歌山県)の氾濫

集中豪雨が頻発し、水防機会が増加



平成15年7月
福岡市営地下鉄博多駅



ロジヤナ工業団地(タイ)
の工場建屋の水没の様子

地下街や高齢者等が利用する
施設の被害

水害によるサプライチェーン
の寸断

改正内容

地域の水防力の低下に対応するために、
水防の担い手の拡大が必要

○事業者による自衛水防

○浸水想定区域内で以下の事業者が避難確保・浸水防止の取組を促進(計画作成、訓練実施、自衛水防組織設置)
・地下街等
・高齢者等の配慮を要する者が利用する施設
・大規模工場等(施設所有者の申出が前提)

○これらの施設の自衛水防組織の構成員に市町村長から洪水予報等の水防に資する情報を直接伝達

○河川管理者による水防活動への協力

○水防計画に河川管理者による協力を位置付け

[
・河川に関する情報提供
・水防訓練への河川管理者の参加
・水防団が実施する水防活動への支援 等

水防活動連携支援
H23年新潟・福島豪雨(新潟市)



土のう製造機の貸与
H24年九州・北部豪雨



○民間企業等による水防活動への協力

○水防協力団体の対象範囲を民間企業等にも拡大

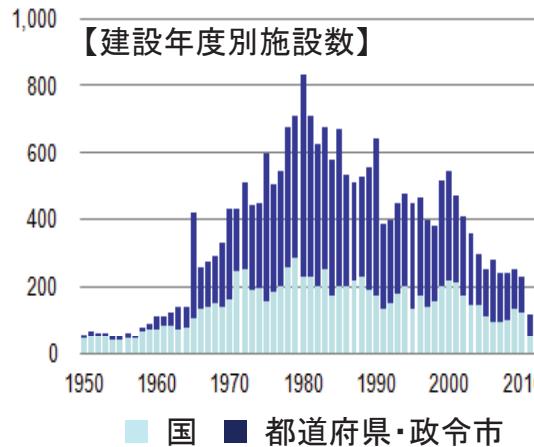
○水防協力団体が水防倉庫等を設置するために必要な
河川法の許可等の簡素化



地域の水防力の強化

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案 <河川管理施設の老朽化対策等>

現状



ポンプ設備の逆流防止弁の破損状況



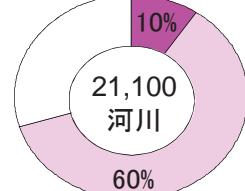
鋼矢板護岸の損壊状況

河川管理施設の
4割以上が築40年以上の施設

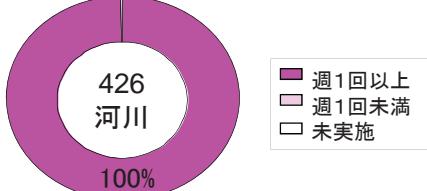
高度成長期に整備された多数の
構造物の急速な老朽化

河川の巡視

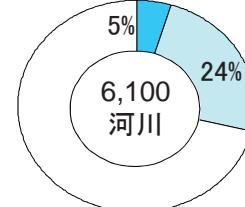
都道府県等管理河川



国直轄管理河川



堤防除草



国と都道府県等とで、河川管理の水準に大きな差

改正内容

必要な維持管理の水準を確保するための
仕組みが必要

- 河川管理施設及び許可工作物を良好な状態に保つよう
維持・修繕すべきことを明確化
- これを徹底するため、維持・修繕の基準を創設
(基準は政令で規定)



堤防点検



施設点検

	構造の基準	維持の基準
河川法	○	×
道路法	○	○
港湾法	○	○



樋管ゲートの点検



ゲート設備の点検・整備

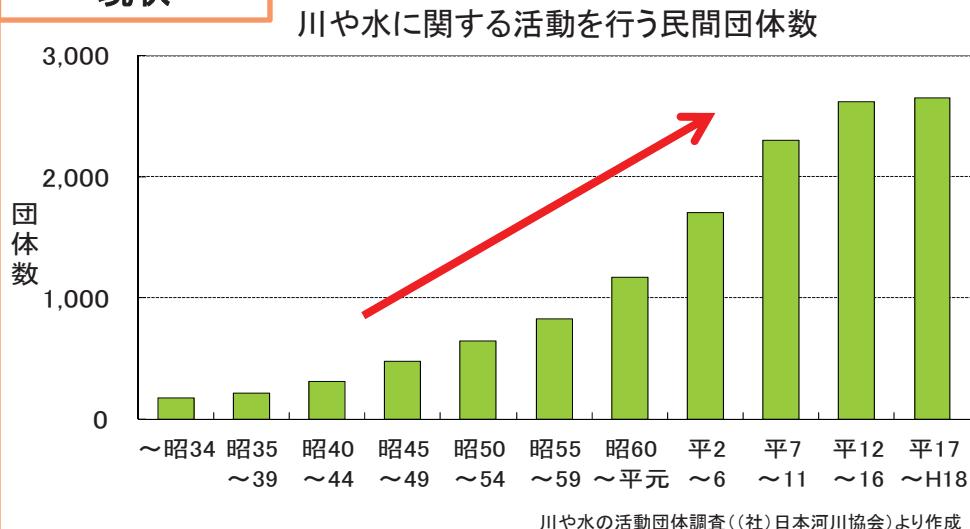


必要な維持管理水準を確保

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案

<民間による河川環境の保全等の活動を促進>

現状



川や水に関する活動を行っている民間団体数の増加

○民間団体の活動内容の例



水草の除去作業 地域住民によるパトロール 鳥類調査 環境学習の状況

民間団体が多種多様な活動を実施



このような取組は河川の維持管理にも役立つが、制度上の位置付けがない

改正内容

民間による河川環境の保全等の活動の促進が必要

○河川協力団体の指定

(主な業務)

- ・河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ・情報収集、調査研究、普及啓発等

○河川協力団体等が活動上必要な河川法の許可等の簡素化

- ・工事等の承認
- ・工作物の新設の許可 等



ビオトープの整備



木柵による水際整備

○民間団体に対し河川管理施設の維持等を委託可能に



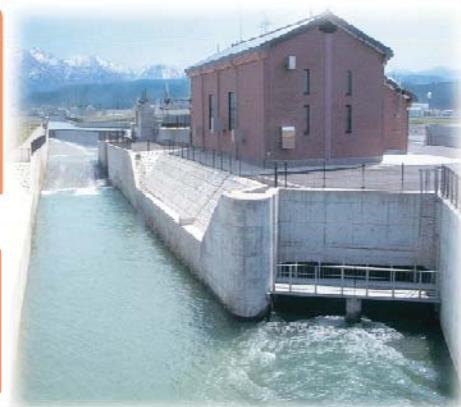
河川の適切な維持管理にも寄与

●水防法及び河川法の一部を改正する法律案 <従属発電についての登録制の導入>

現状

小水力発電は、再生可能エネルギーとして、かつ地域振興につながる新たな事業分野として期待

特に、農業用水路等を利用した小水力発電(従属発電)に注目



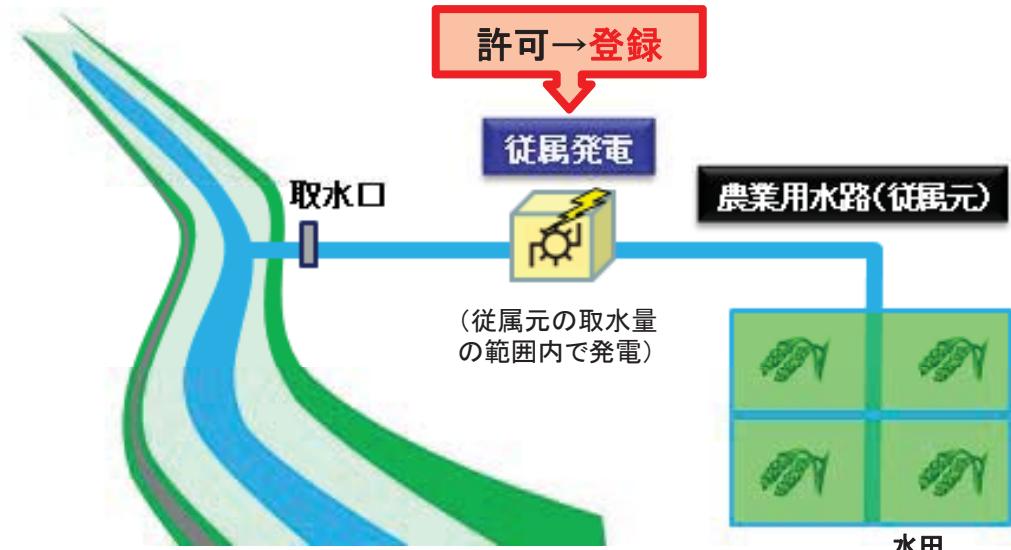
七ヶ用水発電所(手取川水系手取川)
(従属発電)



改正内容

小水力発電(従属発電)の導入を促進するため
一層の手続の簡素化・円滑化が必要

○従属発電について登録制を導入



○審査要件の明確化(一定の要件を満たせば登録)

○関係行政機関との協議や関係利水者の同意を不要に

- 水利使用手続の簡素化・円滑化
- 水利権取得までの期間の大枠短縮

●港湾法の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路や船舶の待避場所として開発・保全できる航路の指定を行えることとともに、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するため、事前防災・減災対策が必要
△首都直下地震等の発生時には、三大湾（東京湾・大阪湾・伊勢湾）において、大量の漂流物や護岸の被災等により船舶の入出港が困難となり、湾内の港湾機能が長期間麻痺する恐れ。



<東日本大震災における課題>

産業競争力強化のため、海上運送の効率化に資する石炭等のばら積み貨物の輸入拠点の形成が必要
△石炭等のばら積み貨物については、個々の企業がそれぞれ独自に輸入しているため国全体としては非効率な状況にあり、産業競争力の強化に支障が生じている状況。

法案の概要

防災・減災：港湾機能の維持・早期復旧

緊急確保航路の指定

・非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路を指定

船舶待避用の泊地の指定及び開発・保全

・国土交通大臣が船舶の待避のために必要な泊地として開発保全航路を指定し、開発・保全

港湾施設の適切な維持管理の推進

・点検の方法等の明確化
・港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令

災害時の港湾機能維持のための広域的な協議会を設置



産業競争力の強化：海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点の形成

ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾の指定

・ばら積み貨物の海上運送の共同化を重点的に進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾を指定

指定港湾における協定制度

・指定港湾の港湾管理者が策定したばら積み貨物の海上運送の共同化のための計画に基づき、関係施設所有者等の連携を通じた荷さばき施設等の整備・管理を促進するための協定制度の創設



・各企業の需要に対応した部分最適・企業間連携による効率的な輸送網の形成

三大湾地域における事前防災・減災対策の必要性

防災・減災①

東日本大震災の教訓



東京湾では、大型船舶の避難場所が決められておらず、船舶の衝突による二次災害の恐れがあった。

物流・産業上の重要性と災害に対する脆弱性

三大湾地域には産業・物流機能が集積
(外貿コンテナ貨物量の8割、LNG輸入量の8割、原油輸入量の5割等)

これらの機能が立地する埋立地において護岸等の老朽化が進行



航路の啓開作業(障害物の引き揚げ)

港内の航路啓開にかなりの時間を要した。三大湾地域が被災した場合には、港湾区域外まで啓開が必要であり、早期かつ大規模な啓開作業体制が必要となる。



液状化による護岸の被災

航路沿いの港湾施設が地震によって被災し、航路が閉塞したため、船舶の入出港が困難となった。

巨大地震の切迫性

【海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率】



平成15年の中央防災会議で提示された震源域

平成24年8月内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」において示された震源域

参考:内閣府資料及び地震調査研究推進本部「海溝型地震の長期評価の概要」(算定基準日:平成25年1月1日)

大規模地震・津波により三大湾地域が被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺によりサプライチェーンが寸断され、市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される

制度改正の基本方針

- 事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置
- 災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置

大規模地震・津波から命と暮らしを守る

港湾施設の点検方法の明確化

○高度経済成長期に整備した施設の老朽化が今後急速に進行することも踏まえ、港湾法に港湾の施設の点検方法の明確化を規定するとともに、技術基準省令に点検の方法を規定することにより、施設管理者による適切な点検を促進。

港湾法

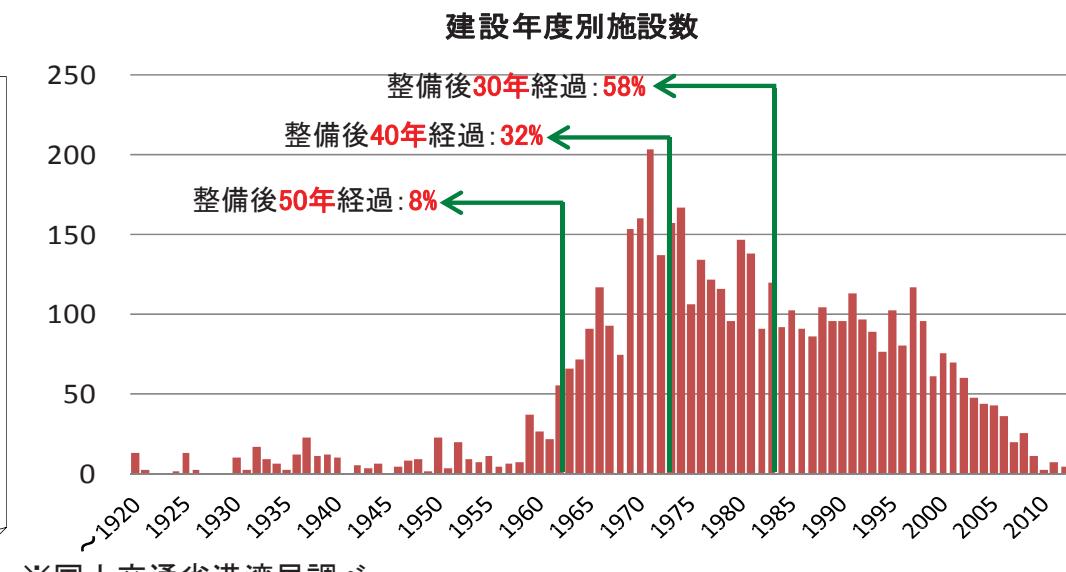
第五十六条の二の二

技術基準対象施設は、(中略)国土交通省令で定める技術上の基準に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

法律上に点検の方法に
係る規定を新設

- ・施設の種類、供用年数、設計基準に応じた点検、診断、評価の方法
- ・点検等の記録の作成方法などを定めることとしている



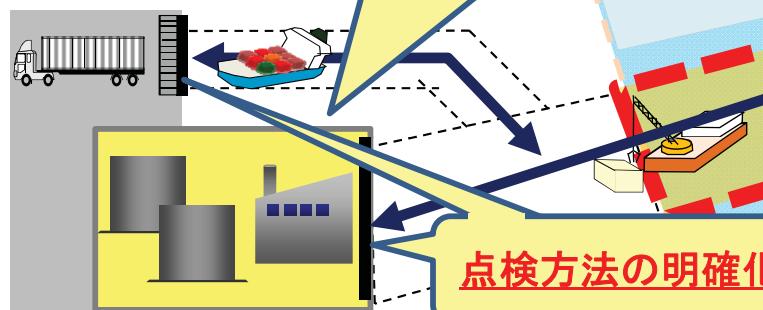
三大湾地域における非常災害時の港湾機能の維持・早期復旧対策

現状



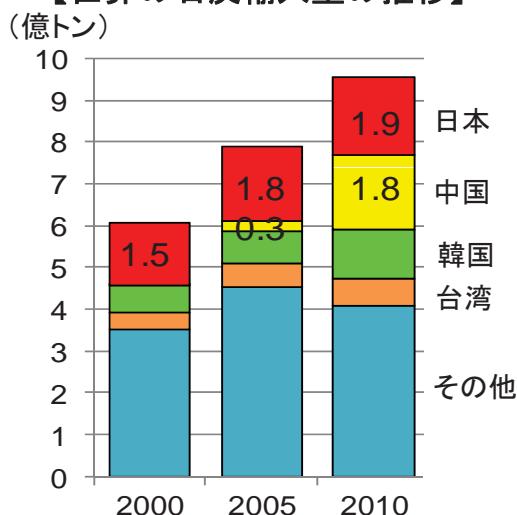
制度改正後

民有港湾施設の維持管理状況について立入検査、勧告等を行い、計画的な維持管理を促進



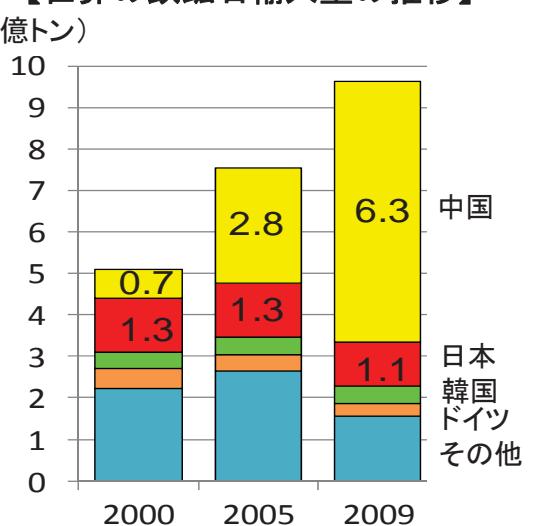
- 我が国は、資源・エネルギー等のほぼ100%を輸入に依存。近年、特に中国の資源・エネルギー等の輸入量が急増し、資源獲得競争が激化。我が国産業の国際競争力を強化するため、海上輸送コストの低減を図ることが重要。
- 海上輸送コストの低減を図るため、ばら積み貨物船の大型化が世界的に進展し、近隣諸国では大型船に対応した港湾整備が進行。
- 我が国では大型船に対応できる港湾は限定的である上、個々の港(企業)の需要が小さいため大型船のメリットが享受できない状況。
→ばら積み貨物の安価な輸入を実現するため、拠点となる港湾を核とする大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成が必要。

【世界の石炭輸入量の推移】

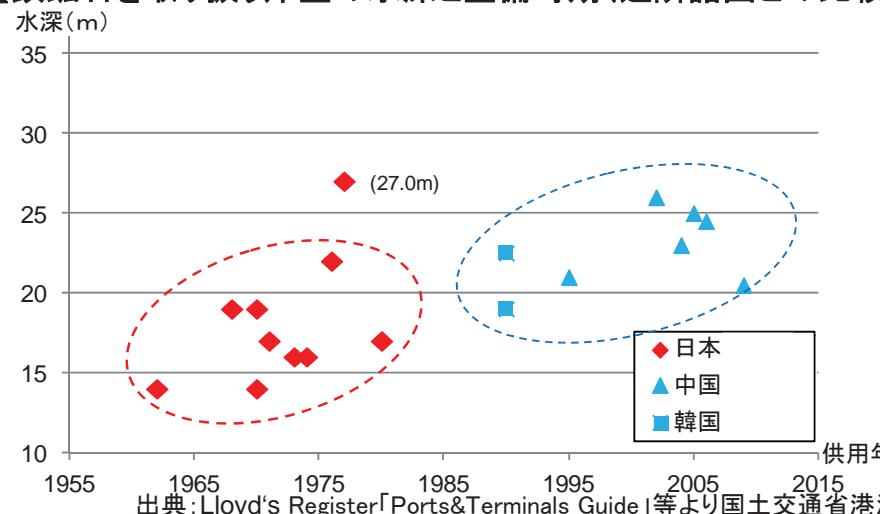


出典: WSA「Steel Statistical Yearbook」、IEA「Coal Information」より国土交通省港湾局作成

【世界の鉄鉱石輸入量の推移】

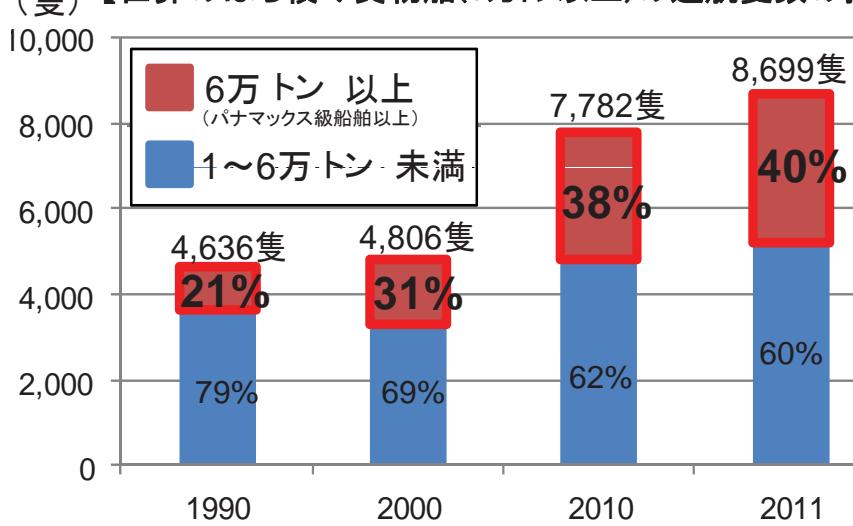


【鉄鉱石を取り扱う岸壁の水深と整備時期(近隣諸国との比較)】



出典:Lloyd's Register「Ports&Terminals Guide」等より国土交通省港湾局作成

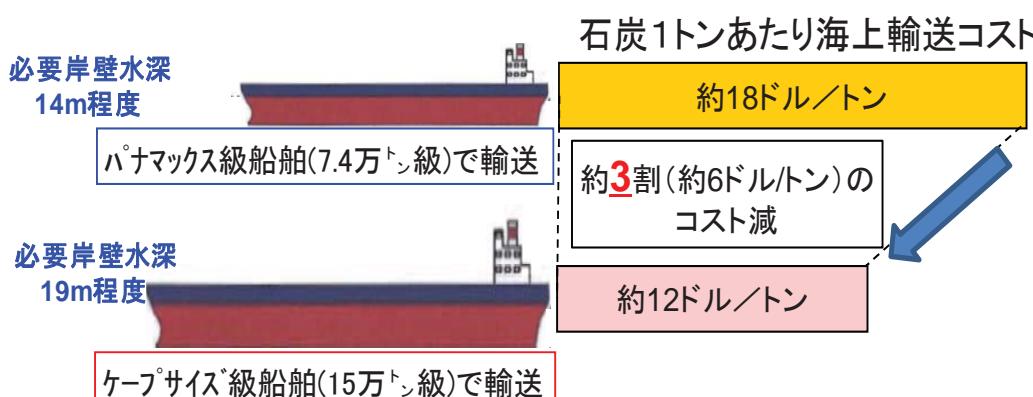
【世界のばら積み貨物船(1万トン以上)の運航隻数の推移】



出典:CLARKSON「The Bulk Carrier Register 2011」より国土交通省港湾局作成

【輸送船舶の大型化による海上輸送コスト低減効果(試算)】

(豪州⇒日本の石炭輸送の場合)



出典:国土交通省港湾局試算

【全体スキーム】

①ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)の指定

ばら積み貨物^(※1)の海上運送の共同化の促進を図るため、国が一定の要件を満たす輸入拠点として機能を高めるべき港湾を指定^(※2)。

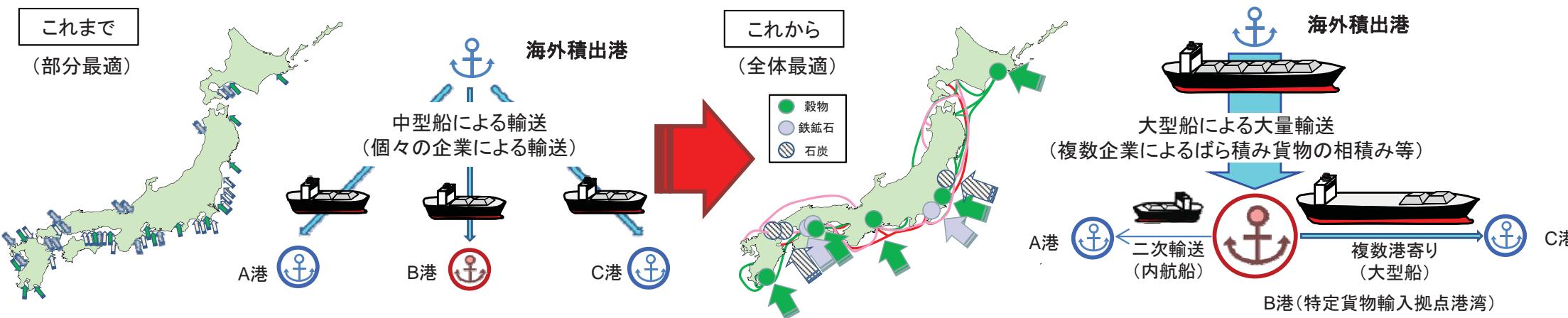
②当該指定港湾における協定制度等の支援措置

指定港湾における港湾利用者との協議会等を活用しつつ、指定港湾の効果的な利用の推進を図るために共同化計画(特定利用推進計画)を港湾管理者が策定し、当該計画の実施に対して、企業間の連携を促進するための協定制度等の支援措置を講じる。

※ 1 ばら積み貨物(バルク貨物)：石炭、鉄鉱石、穀物などのように包装されずにそのまま船積みされる貨物。

※ 2 指定の要件(イメージ)：輸入ばら積み貨物の取扱量が相当程度見込まれること、一定規模の埠頭を有すること、企業間連携を促進する体制が整っていること 等

◎ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)を核とする大型船を活用した効率的な海上輸送網の形成(イメージ)



◎指定港湾(特定貨物輸入拠点港湾)における協定制度等の支援措置

